

第 1 回鎌倉市地域福祉計画推進委員会 委員意見に対する回答（関係課回答）				
番号	議事	確認事項	所管課	回答欄
1	「別添資料 1 令和 3 年度に新規実施したもの」 中央図書館の本の貸出について、例えば、市内の老人福祉センター（5 箇所）も多世代交流スペースをもっているため、可能であれば貸出場所に加えてはどうか。	議事のとおり。 中央図書館の本の貸出について、運用方針をご説明願います。必要に応じて、「別添資料 1 令和 3 年度以降に新規に実施した関連事業」の修正をお願いします。	中央図書館	多世代交流センターをはじめとした施設への資料の貸出しは、各施設からの申し出に基づいて行っており、貸し出した資料については、資料紛失防止のため管理をお願いします。また、教育機関である学校を除き、資料の受取りと返却のために図書館へ来館をお願いするなど、施設側の必要と協力体制が不可欠です。貸出先の増加は読書活動の推進においては望ましいところではありますが、施設も含めた体制の維持拡大には課題があるのが現状です。代替案としては、寄贈本をお譲りすること等が考えられますが、いずれにしても施設等からの申し出を受け、調整していく必要があると考えます。
2	【3-1-1-10 犯罪をした者等への社会復帰支援を行う各団体への支援】 R3「C」評価がR4「A」評価と劇的に取組が進んだかのような記載だが、体制が整って実質的に動き始めたからなのか、理由を知りたい。	議事のとおり。 理由をご説明願います。必要に応じて、進捗管理表の修正をお願いします。	生活福祉課	保護司会等の関係団体と協力・連携し、“社会を明るくする運動”大会を 3 年ぶりに開催したため。大会では薬物依存の当事者による体験談や琉球太鼓の演奏を行った。これらは、より当事者に近い目線での講演内容とすることを目的としたものであり、また彼ら自身の社会参加の機会という意味でも有効であったことから、例年以上に犯罪や非行のない明るい地域社会を築くための啓発に寄与することができたと考え。また、この講師等については、本市の更生保護女性会からの推薦があったものであり、日頃から関係団体と連携していたことで円滑に進めることができたと考え。
3	【4-1-2-10 障害者雇用対策事業】 就労継続支援A型サービスには最低賃金保障の適用がなされるからいいとして、就労継続支援B型サービスのような枠組みの利用者は「就労」に該当しないのではないか。細かいことを言っても仕方ないけれど、就労継続支援B型サービス利用者を就労者数に含めることにはやはり違和感がある。	一般的な就労の定義と本事業の就労の定義の違いをご説明願います。必要に応じて、進捗管理表の修正をお願いします。	障害福祉課	本市では、障害者二千人雇用を目標に掲げ、障害者の就労支援に取り組んでおります。「働きたい」「働き続けたい」との思いがあるにも関わらず、障害があるがゆえに社会と関わりが持てない方もいらっしゃるから、その状況をまずは変えていく必要があると考えております。障害の程度や特性によって雇用契約を伴う働き方が難しい方も少なくない現実もあることから、就労継続支援B型事業所における報酬は少額であっても、まずは作業に携わる・働くことを通じて社会参加ができることが大切であるとの考えから、他市の先進事例も参考にしながら、本市における障害者二千人雇用事業では就労者数に就労継続支援B型事業所の利用者も集計の対象としているものです。
4	【4-1-4-2 福祉避難所の利用配慮】 福祉施設での福祉避難所対応が全然進んでいない。例えば特定の福祉施設で備蓄する食糧（1週間分）の財政負担を誰が負うか、またその食料を保管するスペースがありません、という話にもなると思うが、いざ災害が発生した際に備えて、ぜひ進めてもらいたい。	食糧費の負担や備蓄場所について、ご教示願います。必要に応じて、進捗管理表の修正をお願いします。	福祉総務課	市の老人福祉センター及び神奈川県立鎌倉支援学校に開設する福祉避難所については、運営のガイドラインやマニュアルを整備するとともに、開設運営訓練を実施し実際の運営時に混乱しないよう準備をしています。福祉施設での福祉避難所（二次的避難所）の運営については、平成 17 年度に市内各施設と締結した協定の内容を見直し、令和 2 年度に再度協定を締結しました。協定において、運営に関する費用は市が負担する旨を定めているところです。発災時全ての施設に要配慮者の受け入れをお願いすることは想定しづらいため、全ての施設に必要な食料を常に備蓄することは、スペース等を鑑みても現実的ではないことから、市で備蓄している食料を必要分運搬するなどの対応を考えています。運営に関して様々な課題があることは認識しており、継続して市社協の施設部会等を通じて各施設と協議をしております。
5	【4-1-4-3 避難行動要支援者名簿の効果的運用】 「自治会・町内会への避難行動要支援者名簿の提供割合」は、達成率が70%台、「B」評価となっているが、自治会・町内会の立場から申し上げると、受け取ったけど活用していない自治会・町内会が多い現状がある。「隣の町内会が受け取ったから我々も受け取ろう」という程度の熱量。本来は「B」評価ではないと思う。	避難行動要支援者支援制度の効果的な運用には、名簿の活用及び運用の状況把握が必要であり、提供の割合以外の目標設定が必要ですが、お考えをお示しの上、進捗管理表の修正をお願いします。なお、その課題に立脚したR5の取組予定と方向性の転換が必要な場合は、新たな方向性についても追加で御記載願います。	総合防災課	「避難行動要支援者名簿」の自治会・町内会への提供は、普段からの地域の助け合いによって少しでも災害時の被害を減らそうとする取り組みの一つです。災害時、支援を必要とする全ての人に市が直接支援を届けることは困難であり、安全に避難いただくには地域での助け合いが必要不可欠です。そのためにも、まずは名簿を受けとっていただき、各地域での活用方法を検討いただくことが重要と考えます。現在、防災部局と福祉部局では、避難行動要支援者制度について定期的に打ち合わせを行い、どのような工夫や対応をすれば今以上に名簿を地域で活用いただけるのか検討しているところです。市としても名簿の提供割合を増やし、各自治会・町内会ごとの実情に合った名簿の活用につなげられるよう、引き続き検討してまいります。
6	目標 4 【市営住宅関連】 住宅支援に関する取組だが、市営住宅には入居基準があると思うが、障害者に対する基準はどうなっているのか。障害者の場合、「自立」が一つのキーワードになっているため、グループホームでの集団生活だけでなく、単身の生活も支援していく必要があると思っている。市営住宅の入居基準に「自立」という理念は特になく、親が持家を持っている場合は入居できないようになっていますが、ぜひ見直していただきたいと思っている。ただ、大変なものよく分かっているつもりだ。	市営住宅入居に関する障害者の方向けへ基準の有無をお示し願います。有の場合は、その内容、無の場合はその理由をご教示ください。	都市整備総務課	基準：有 内容： 障害者の方の入居条件としては次のとおりです。 ・入居者全員の月収額の合計額が214,000円以下であること。 ・住宅困窮事由があること（現在の住居の家賃が高すぎる、部屋が狭すぎる等） なお、対象とする方は次のとおりです。 ・身体障害の方については身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度の方 ・精神障害の方については精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度の方（以下、「精神障害の方の規定」） ・知的障害の方については精神障害の方の規定に相当する程度の方
7	目標 4 【外国籍市民が住みやすいと感じている市民の割合】 外国籍市民本人に聞かないと分からない分野だと思う。一般市民がこう思っているからこれでいい、というのは違うと思う。	「第 3 次鎌倉市総合計画第 4 期基本計画成果指標（アンケート調査）」の該当するアンケート項目について、ご意見への回答をお願いします。	企画課	現在のアンケート対象者は無作為抽出の2,000人の市民のため、一部外国籍市民も含まれていますが、昨今の外国籍市民の増加の状況を鑑み、今後の調査手法は検討してまいります。

	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R2目標	R3目標	R4目標	R5目標	R3実績	R3 評価	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けてR5に予定している取組(対応)を記載してください	地域福祉の推進に当たって、課題や方向性の転換の必要があれば、記載してください
(目標3) 地域における福祉活動 (目標4) 地 (目標4) 地域生活支援と権利擁護	3-1-1-10	犯罪をした者等への社会復帰支援を行う各団体への支援	犯罪をした者等の相談を受ける保護司会や更生保護女性会など更生保護ボランティアの活動の支援を行うとともに、各団体の連携強化も支援していきます。	生活福祉課	保護観察対象者との面談場所(市関連施設)利用回数 59回	継続	継続	継続	継続	更生保護の仕事に従事している保護司会に対し、補助金を交付した。	C	保護観察対象者との面談場所(市関連施設)利用回数 28回 更生保護の仕事に従事している保護司会に対し、補助金を交付した。 また、保護司会などの関係団体と協力・連携し、“社会を明るくする運動”大会を3年ぶりに開催した。大会では薬物依存の当事者による体験談や琉球太鼓の演舞を行った。これらは、より当事者に近い目線での講演内容とすることを目的としたものであり、また彼ら自身の社会参加の機会という意味でも有効であったことから、例年以上に犯罪や非行のない明るい地域社会を築くための啓発に寄与することができたと考え。また、この講師等については、本市の更生保護女性会からの推薦があったものであり、日頃から関係団体と連携していたことで円滑に進めることができたと考え。 <上記を指標とした理由> 保護司会等が行う更生保護活動の支援状況を把握するため。	A	特になし。	特になし。
	4-1-2-10	障害者雇用対策事業	障害者二千人雇用センターを運営し、障害者の一般雇用に向け、就労相談支援員による職場開拓や就労相談を推進し、公共職業安定所(ハローワーク)等との連携を図りながら、一般就労や職場への定着を支援します。	障害福祉課	二千人雇用における就労者数 1,529人	二千人雇用における就労者数 1,820人	二千人雇用における就労者数 2,000人	二千人雇用における就労者数 2,000人	継続	就労を希望する障害者や障害者を雇用する事業主等に対して、障害者雇用に関する支援を実施した。また、新型コロナウイルス感染症に対応した新たな働き方・採用方法についての相談等の支援を行った。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた障害者向け就職面接会の実施を見送った。 就労者数：1,810人	B	就労を希望する障害者や障害者を雇用する事業主等に対して、障害者雇用に関する支援を実施した。また、新型コロナウイルス感染症に対応した新たな働き方・採用方法についての相談等の支援を行った。 ハローワーク藤沢との共催で障害者向け就職面接会を実施した(2回開催)。 就労者数：1,906人	B	障害者向け就職面接会において、求職希望者数に対して参加企業数が少ないため、参加企業数増加に向けた周知や働きかけを行っていく。	特になし。
	4-1-4-2	福祉避難所の利用配慮	福祉避難所の運営について、関係部署・関係機関と連携しながら、災害時における要配慮者への支援体制を推進します。	福祉総務課 総合防災課	-	物品の拡充	マニュアルの策定	訓練を実施	訓練を実施	福祉避難所として指定した6か所(鎌倉養護学校及び市内老人福祉センター5か所)における災害時の避難所運営マニュアルの策定に向け、協議を進めた。	A	関係者との共通認識を図るための協議を行うとともに、市内老人福祉センター1箇所において避難所開設・運営訓練を実施した。	A	・避難所開設・運営訓練の実施を通して得られた課題等を踏まえ、訓練未実施の福祉避難所における訓練を順次実施していく。 ・福祉施設での福祉避難所(二次的避難所)の運営については、平成17年度に市内各施設と締結した協定の内容を見直し、令和2年度に再度協定を締結し、運営に関する費用は市が負担する旨を定めているところです。 ですが、運営に関して様々な課題があることは認識していることから、R5年度も継続して市社協の施設部会等を通じて各施設と協議をまいります。	特になし。
	4-1-4-3	避難行動要支援者支援制度の効果的運用	関係機関の協力を得ながら制度への同意者の拡大に努め、避難行動要支援者名簿の整備・更新を進め災害時に備えます。	総合防災課	名簿の提供割合 65.9%	名簿の提供割合 100%	名簿の提供割合 100%	名簿の提供割合 100%	名簿の提供割合 100%	避難行動要支援者名簿を更新、自治会・町内会及び支援組織へ配布した。災害時に各地域で活用できるようまだ提供していない団体の理解を得ていく。 名簿の提供割合74.6%	B	避難行動要支援者名簿を更新、自治会・町内会及び支援組織へ配布した。災害時に各地域で活用できるようまだ提供していない団体の理解を得ていく。 名簿の提供割合70.0% ※名簿提供割合が高まることにより、要支援者支援が円滑に進むことから、目標達成の指標として設定。 自治・町内会の方針等により提供割合が増減することがあるため、今後名簿の活用の周知に取り組み、提供割合の向上を目指す。	B	要支援者名簿等の管理システムについて、より利用しやすいものとなるよう検討を行う。	特になし。

令和3年度以降に新規に実施した関連事業

(1) 令和3年度に新規実施

事業名	実施・関係主体等	事業内容	R3実績(初期値)	R4目標	R5目標	R4実績	R4評価	R4における課題と課題解決に向けてR5に予定している取組(対応)を記載してください	地域福祉の推進に当たって、課題や方向性の転換の必要があれば、記載してください
地域における障害児支援体制整備事業	発達支援室	支援を必要とする子どもが幼稚園・保育園等において必要なサポートが受けられるよう、発達支援の中核となる職員を「発達支援コーディネーター」として養成するための講座を開催します。また、地域で相談が受けられるよう、出張相談を実施します。保護者が子どもの特性を正しく理解し、適切な関わりができるよう、家族支援プログラム「ペアレントトレーニング」を実施し、保護者同士でサポートしあえる仕組みづくりを進めます。	・発達支援コーディネーター養成講座参加人数：10人 ・出張相談を実施回数：18回 ・ペアレントトレーニング参加人数：6人	・発達支援コーディネーター養成講座参加人数：12人 ・出張相談を実施回数：24回 ・ペアレントトレーニング参加人数：8人	・発達支援コーディネーター養成講座参加人数：12人 ・出張相談を実施回数：24回 ・ペアレントトレーニング参加人数：12人	・発達支援コーディネーター養成講座参加人数：21人 ・出張相談を実施回数：24回 ・ペアレントトレーニング参加人数：6人	A	・コーディネーター設置園の実際の活用状況や課題を把握し、効果的な運用について意見集約する等、サポート体制の検討をすると共に、コーディネーター間の連携が図れるよう具体的な方法を検討する。 ・定期的な出張相談の会場確保に課題がある。令和5年度は既存の枠にとらわれず、場の拡大を行っていく。 ・保護者同士の支援体制作りを進めるにあたり、養成方法や登録の進め方など具体的な検討が必要となる。	保護者同士の支援体制作りを進めるにあたり、修了者をペアレントメンターとして活用するため、専門家によるファシリテーションの下、定期的に修了者同士が意見交換する場を設ける必要がある。
共生社会を構成する人材の育成 4-(1)-⑦	福祉総務課	現状や将来に不安を抱く者が、長期的な視野を持ち、社会との新たなつながりを構築し、自分の進む道を見出す機会を得られるよう研修等を実施する。	若年層(若者)向けに実施	事業継続	事業継続	対象年齢を拡大し、6日間の研修を2セット実施。 25名が参加。研修参加者からは「鎌倉が好きになれた」「人とつながれ、孤独感が減った」「市の取組に関心を持つようになった」といった声をいただいた。	A	規模拡大のため、募集人数を各セット20名に増やして実施するもの。参加後の参加者同士のコミュニティ・接点づくりを目的に過去の参加者も対象とした交流会を実施するもの。	
複雑化・複合化した支援ニーズへの対応	福祉総務課	福祉行政において、従来の単一分野での支援関係機関では対応が難しい複雑化、複合化した事例について、支援関係機関の役割の整理を行い、支援の方向性を定める「多機関協働事業」と、既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズに対応するため、地域の社会資源等を活用して社会とのつながりの構築に向けた支援を行う「参加支援事業」を実施するもの。	事業開始	事業継続	事業継続	複雑化・複合化した事例について、各分野のケース会議、支援会議への出席等を通じ、課題の解きほぐしや各相談支援機関の役割整理を行った。関係機関と各種情報を共有することにより、機関間の連携を推進した。相談支援機関間の連携を推進するために相談支援機関等との合同研修を開催した。本人やその世帯に伴走しながら、社会参加に向け、地域の社会資源とのつながりができ、本人とつながり先との関係性が安定するよう取り組んだ。	A	複雑化・複合化した事例においては、本人の申込(同意)になかなか至らないケースがあることから、各分野における支援会議等を活用し、情報共有、相談支援機関のつながりの構築、課題の整理・支援方針など、相談支援機関等をケース検討を行う必要がある。課題の整理、解きほぐしなどを行いつつ、当事者及び支援者との信頼関係を少しずつ得ていくことにより、多機関協働事業及び参加支援事業の申込(同意)につなげていきたい。	

(2) 令和4年度に新規実施

事業名	実施・関係主体等	事業内容	R4実績(初期値)	R5目標			R4評価	R4における課題と課題解決に向けてR5に予定している取組(対応)を記載してください	地域福祉の推進に当たって、課題や方向性の転換の必要があれば、記載してください
地域の拠点となる施設等への貸出	中央図書館	これまで実施してきた地域の学校・子育て支援センター等の公的施設への本の貸出に加え、多世代交流スペースをもつ地域包括支援センター等へ本を貸出すことで、地域の読書環境の充実を図るとともに、地域の拠点施設の活性化を図るもの。	地域包括支援センターへの貸出点数210点 学校等への貸出点数12940点 合計13210点	13300点			B	・地域の学校や子育て支援センター等への貸出	地域の学校や子育て支援センター等への貸出業務は増加傾向にある。業務が逼迫する中で継続に課題がでてきているため、検討する必要がある。